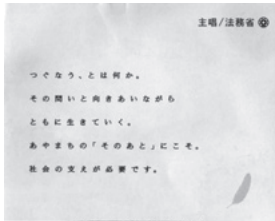


第64回 社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

7月1日～31日は強調月間です



主唱/法務省

牛久市・牛久市保護司会
牛久市更生保護女性会
牛久市青少年相談員連絡会

「社会を明るくする運動」とは…

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築いていこうという国民運動です。市では、保護司会、更生保護女性会、青少年相談員連絡会を中心に、毎年牛久駅やひたち野うしく駅において街頭キャンペーンを行ったり、市内の中学校生徒に啓発品の配布を行い理解を深めていただくための活動を展開しています。

- 「保護司会」って？… 法務大臣から委嘱された保護司で構成され、罪を犯した人が立ち直るための支援や地域の犯罪予防活動を行っています。
- 「更生保護女性会」って？… 犯罪や非行のない明るい社会のために女性の立場から活動しているボランティア団体で、立ち直りや子育て支援など幅広い活動をしています。
- 「青少年相談員連絡会」って？… 児童生徒の登下校時に地域のパトロールや声かけを行っています。学校や地域との連携を図りながら、地域の青少年の健全育成のための活動を行っています。

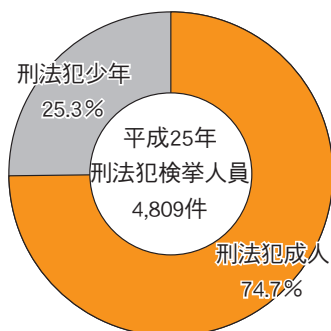
地域の力が犯罪や非行を防ぎます

テレビや新聞では、毎日のように事件のニュースが報道されています。安全で安心な暮らしは全ての人の望みです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取り締まりを強化して過ちを犯した人を処罰することも必要なことです。その一方で、立ち直ろうとした人を社会で受け入れていくことや犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもとても大切なことです。7月の強調月間をきっかけに、それぞれの立場で犯罪のない地域社会について考えていきましょう。

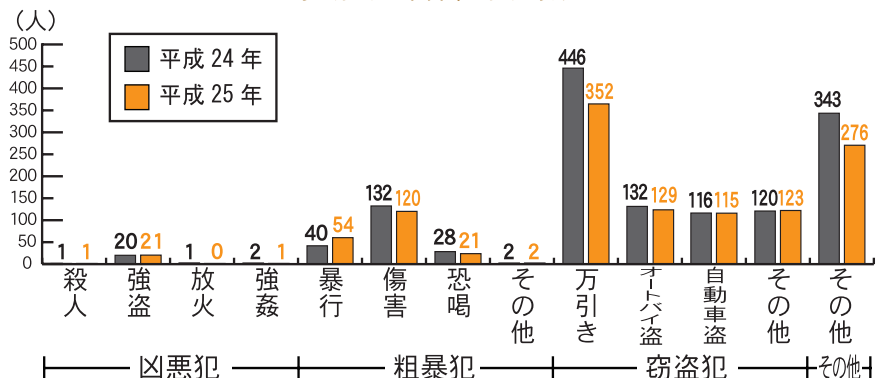
茨城県刑法犯総数に占める少年の割合は、全体の25.3%（前年比0.7%増）と全体の約4分の1を占めています。このような状況の中、安全で安心して暮らせる地域社会であるよう地域や学校など関係機関が一体となって犯罪の発生しない環境を形成していくことが望まれます。

少年非行の概況（茨城県警察本部少年課資料より）

刑法犯検挙総数に占める少年の割合



刑法犯少年罪種別人数



※少年とは20歳未満の者で、刑法犯少年は14歳以上20歳未満で罪を犯した者



愛の募金運動にご協力ください

～青少年の非行防止と更生の援助のために
みなさまの温かいご理解と愛の手を！～
牛久市更生保護女性会会長 宮澤きよ子

「第64回社会を明るくする運動」強調月間が7月1日から始まりました。更生保護女性会は、女性の立場から「青少年に母の愛を」をモットーに、不幸にして非行に陥ってしまった青少年のために、一日も早く本来の健やかな姿に立ち戻ってもらいたいという願いをもって、援助のための募金活動を行っています。

これは、県下の更生保護女性連盟の一事業です。皆さんから寄せられた浄財は、県内の矯正施設ならびに保護観察中の少年たちの更生保護費として寄付をしています。施設では、図書費や視聴覚器材をはじめ、社会活動のための参加費、作業用の衣類、あるいはパソコンなどの教材費に有効に役立てていただいているほか、私どもの地域においての活動にも使わせていただいています。

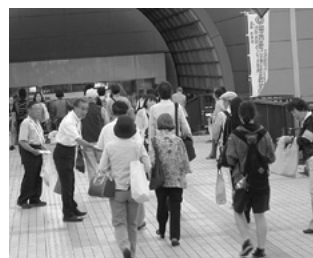
今年もこの「社会を明るくする運動強調月間」の期間中に会員が募金活動を行います。趣旨をご理解いただき、皆さんの一層のご協力をお願いします。



▲法務大臣からの「社会を明るくする運動」のメッセージが保護司会総会会場で書田会長から池辺市長へ伝達されました。



◀市長に手渡されたメッセージ



▲毎年、牛久駅、ひたち野うしく駅において、「社会を明るくする運動」の啓発品を配付しています。

「牛久のわん・にゃんこ」

..... 問 環境政策課 ☎ 内線1563



高橋家(小坂町)“こうちゃん”(雑種/オス/2歳)

8kgを超えた巨体から、いぶし銀の風格を醸し出すこうちゃんですが、可愛い声でニャーンとおねだりする甘えん坊です。こう見えて野菜が大好き。猫に与えても大丈夫な野菜を選んで差し出すと、美味しそうに食べています。

※あなたとワンちゃん・ネコちゃんのエピソードを聞かせてください!

※掲載希望の方は、環境政策課か下記宛先まで、住所、氏名、電話番号に写真とエピソード(100文字程度)を添えて郵送または、Eメール(kankyout@city.ushiku.ibaraki.jp)でお送りください。

【応募先】 〒300-1292牛久市中央3-15-1 牛久市役所環境政策課
「牛久のわん・にゃんこ係」

ドッグラン市民無料開放日
7月9日(水)・13日(日)・23日(水)

問 ツインギー・アンド・パラダイス(猪子町832-5)
☎886-6616

※この事業は、ツインギー・アンド・パラダイスのご厚意により、無償で行っています。
※利用条件…①飼い犬の登録および狂犬病予防注射の接種。②混合ワクチンの接種(接種済証明書またはコピーを持参してください)など。
※施設利用の初回には、施設の利用基準に従った審査(しつけ・気性)を受けてください。

動物愛護管理法の改正に伴い茨城県動物愛護条例の一部が改正となり、「猫の飼い主へ向けた室内飼養の努力義務」が加わりました。猫は適正な頭数管理と不妊手術の施術によって室内生活を無理なく送れる動物です。市内で毎年200頭もの動物遺体回収がありますが、その多くが猫です。屋外へ出かける猫は室内生活を送る猫よりもテリトリーを広域で守ろうとするため多くのストレスを感じ、ケンカやえさ場の共有で感染症の危険にもさらされます。また排泄行為により近隣への迷惑となり、いらぬ虐待にも遭遇します。猫にとって安全で良好な生活環境を整えられるのは飼い主だけです。生理・習性・生態をよく理解し、室内飼育に努めてください。